

## 介護給付費返還の流れについて

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、過日ご提出いただきました自主点検「点検結果報告書」の写しを送付させていただきます。  
今後の返還の流れについては下記のとおりですので、よろしくお願ひします。

### (1) 名古屋市介護保険課への連絡

**今後の過誤調整（介護給付費の返還）の予定について、名古屋市介護保険課までご連絡ください**（担当：介護保険課 給付担当 TEL(052)972-2594）。その際、「通常過誤」「同月過誤」の別（詳細は、「(2)「取り下げ依頼書」の提出」を参照）、取り下げ依頼書を提出する時期、担当者について、あわせてお知らせください。

### (2) 「取り下げ依頼書」の提出

<通常過誤>

返還対象者分について、「取り下げ依頼書」を毎月10日までに愛知県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）へ提出してください。再請求分がある場合については、国保連から送付される「過誤決定通知書」を受領後、正しい額で再請求を行ってください（通常の介護給付費の請求と同様）。

<同月過誤>

**件数が50件を超える**場合については（1被保険者1ヶ月分を1件とする）、同月に「誤った実績の取り下げ」と「正しい内容での再請求」を行い、差額分のみを事業者様への振込みから差し引くことも可能です。同月過誤の場合、国保連への書類等の提出は**毎月20日**が締切となり（毎年12月提出分と4月提出分は対応不可）、**あらかじめ事業者様、名古屋市、国保連との間で、件数の調整（区別）が必要**となりますので、同月過誤で対応を検討される場合は、名古屋市介護保険課までその旨ご連絡ください。生活保護単独受給者（被保険者番号がH番号で始まる方）は、同月過誤での対応はできませんので、あらかじめご了承ください。

### (3) 返還完了報告書の提出

「点検結果報告書」にかかる取り下げ依頼書を国保連へ提出し、すべての返還について確認ができ次第、同封の「返還完了報告書」を作成し、すみやかに名古屋市介護保険課まで提出してください。

### (4) 注意事項

名古屋市以外にも返還がある場合（名古屋市以外の保険者の場合）は、今後の返還については**各保険者へ直接相談してください**（名古屋市からも各保険者あてに文書を送付しています）。**返還完了報告書は、名古屋市および名古屋市の被保険者への返還分のみ記載をしてください。**その他不明な点があれば、名古屋市介護保険課までご連絡ください。各種書類のダウンロード方法については、裏面をご覧ください。

(問合わせ先)

名古屋市健康福祉局介護保険課給付担当  
TEL(052)972-2594  
FAX(052)972-4147